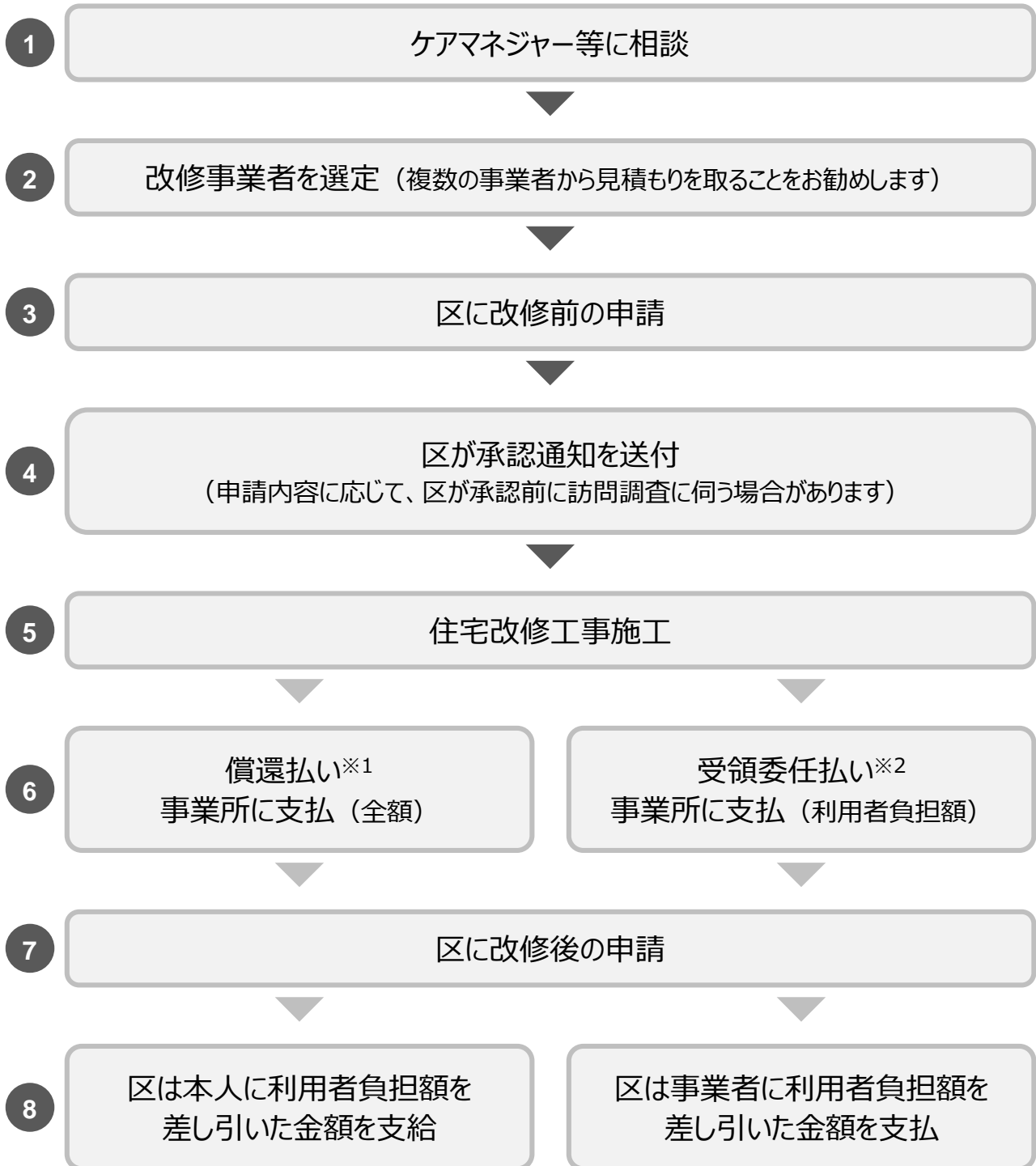


介護保険 住宅改修のご案内

住宅改修利用相談から工事・支払いまでの流れ



※1 **償還払い**：住宅改修後、本人が費用の全額を支払い、その後に区に申請することにより、保険給付額を区が支給します

※2 **受領委任払い**：区に登録した事業所に利用者負担額を支払うことで工事可能です

介護保険でできる住宅改修 ※ 工事前に申請が必要です

- ・ 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- ・ 「段差解消」のためのスロープなどの設置
- ・ 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- ・ 引き戸などへの「扉の取替え」
- ・ 和式便器から洋式便器などへの「便器の取替え」

※ 上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。

利用限度額について

住宅改修の利用限度額は**20万円**です（消費税分も含みます）。

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 1割の方 | 介護保険給付上限額18万円、 自己負担額2万円 |
| 2割の方 | 介護保険給付上限額16万円、 自己負担額4万円 |
| 3割の方 | 介護保険給付上限額14万円、 自己負担額6万円 が上限です。 |

提出書類

申請書類は港区介護給付係窓口のほか、港区公式ホームページでもダウンロードできます。

住宅改修前

- ・ 住宅改修費支給申請書
- ・ 住宅改修が必要な理由書
- ・ 工事費見積書（本人あて）
- ・ 改修部分の図面及び改修前の日付入り写真
- ・ 住宅所有者の承諾書（本人と住宅の所有者が異なる場合）
- ・ 振込口座届（償還払いの場合）
- ・ 受領委任届（受領委任払いの場合）

住宅改修後

- ・ 領収書（償還払い→本人あて原本、受領委任払い→受領委任用）
- ・ 工事費内訳書
- ・ 改修後の日付の入った写真（改修前同位置）

ご不明な点等がありましたら、事前にお問合せください

問合せ

港区保健福祉支援部介護保険課介護給付係

月～金（祝日を除く）8：30～17：00

TEL : 03-3578-2111 内線2876～2880